

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl当たり従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分 15度	140,500円
合成清酒	アルコール分 15度	79,300円
しょうちゅう	アルコール分 25度	248,100円
みりん	アルコール分 13.5度	21,600円
ビール	・・・・・・・・・・・・・・・・	222,000円
果実酒類	・・・・・・・・・・・・・・・・	56,500円
果実酒類	アルコール分 12度	98,600円
甘味果実酒類	アルコール分 40度	409,000円
ウィスキー類	アルコール分 37度	367,188円
スピリッツ類	アルコール分 12度	119,088円
リキュール類	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円
雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	320,500円
発泡酒類	みりに類似するもの	アルコール分 13.5度
粉末酒類	その他のもの	アルコール分 12度
その他の雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	21,600円
	・・・・・・・・・・・・・・・・	98,600円